（認定情報通信産業振興措置実施計画の概要の公表）

第四条　法第二十九条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定に係る情報通信産業振興措置実施計画（同条第一項に規定する情報通信産業振興措置実施計画をいう。以下この条において同じ。）の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　当該認定の日付

二　情報通信産業振興措置実施計画の認定番号

三　認定事業者（法第二十九条の二第六項に規定する認定事業者をいう。次条において同じ。）の名称

四　認定情報通信産業振興措置実施計画（法第二十九条の二第八項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画をいう。次条において同じ。）の概要（法第二十九条の二第六項の変更の認定をしたときは、当該変更の概要）

（報告書の提出時期及び手続）

第五条　法第二十九条の三の規定による報告は、認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された情報通信産業振興措置（法第二十九条の二第一項に規定する情報通信産業振興措置をいう。以下この項及び次項において同じ。）の実施期間中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前事業年度の認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された情報通信産業振興措置の実施状況

二　前事業年度の収支決算

三　前事業年度の認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された情報通信産業振興措置の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績

2　沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された情報通信産業振興措置を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定事業者に対して、当該情報通信産業振興措置を適切に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定事業者に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。

（令第十一条第二項第二号に規定する主務省令で定める場合及び期間）

第六条　令第十一条第二項第二号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する主務省令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　法第三十条第一項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が提出情報通信産業振興計画（法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画をいう。以下同じ。）に定められた情報通信産業特別地区（法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区をいう。以下同じ。）の区域内において特定情報通信事業を営んでいた場合　当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間

二　［略］

［条を加える。］

［条を加える。］

（令第十一条第二項第一号に規定する主務省令で定める場合及び期間）

第一条の二　令第十一条第二項第一号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する主務省令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下この条において「法」という。）第三十条第一項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が提出情報通信産業振興計画（法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画をいう。以下同じ。）に定められた情報通信産業特別地区の区域内において特定情報通信事業を営んでいた場合　当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間

二　［同上］